

第九回国会 建設委員會議録 第二一號

昭和二十五年十一月三十日（水曜日）  
午前十一時零分開議

出席委員

委員長代理理事 内海安吉君

理事鈴木 仙八君 理事村瀬 宣親君

理事前田榮之助君

理事 淺利 三朗君

理事 今村 忠助君 小平 久雄君

理事 瀬澤 寛君

理事 今村 忠助君 高田 彌市君

理事 内藤 隆君 西村 英一君

理事 中島 茂喜君 佐々木更三君

理事 池田 峯雄君

委員外の出席者

議員 山本 利壽君

建設事務官 八嶋 三郎君

（都市局長）

衆議院参事（法 福原 忠雄君

制局第二部長） 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

専門員 田中 義一君

十一月二十九日

松江国際文化観光都市建設法案（山

本利壽君外百七名提出、衆法第二号）

十一月二十八日

五ヶ瀬川に河川法適用並びに国直轄

改修工事施行の請願（佐藤重清君紹

介）（第四四号）

大川町、諸富間の筑後川に架橋の請

願（甲木保君外一名紹介）（第四五号）

阿仁田沢地域総合開発事業促進等に

関する請願（石田博英君外四名紹介）

（第四六号）

一日市町外五箇村の湖岸に築堤工事

施行の請願（淺沼稻次郎君紹介）（第

四七号）

第一類第十六号 建設委員會議録第二号 昭和二十五年十一月三十日

見返資金による三陸東海岸国道開設の請願（山崎岩雄君外一名紹介）（第八三号）  
を本委員会に付託された。  
同月二十九日

国庫補助による庶民住宅建設に関する陳情書（広島県知事補瀬常猪）（第一一号）

海岸法制定に関する陳情書外十六件（富山県下新川郡魚津町長清水秀英外二十九名）（第二一号）

防火建築助成に関する陳情書（東京都副知事岡安彦三郎）（第二三三号）

接収要地並びに施設の解放に関する陳情書（愛知県蒲郡町長舞田壽三郎外二万五千名）（第三三三三号）

治山、治水事業促進に関する陳情書（建設省内全国治水期成同盟会連合会長岩澤忠彦）（第三五五号）

北海道の水害復旧工事促進に関する陳情書（札幌市議会議長福島利雄）（第四六号）

札幌市の水害復旧工事費全額国庫負担の陳情書（札幌市議会議長福島利雄）（第四七号）

耐火建築助成制度の実施促進に関する陳情書（東京都中央区銀座西三丁目一番地財団法人都市不燃化同盟会長高橋龍太郎）（第五一五号）

治山、治水、利水に関する陳情書（広島市広島県土木部長飯田一実外八名）（第五二二号）

水道行政改善に関する陳情書（東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会会長金刺不二太郎）（第五三三号）

住宅金融公庫に関する陳情書（富山県庁内社団法人富山県更生協力会会長寺崎治作）（第五九号）

住宅金融に関する陳情書（岩手県議会議長村上順平）（第七四号）

不燃建築助成金制度の実施に関する陳情書（東京都千代田区丸の内三丁目十四番地日本経済再建協会会長渡辺鏡蔵）（第七六号）

県道浜田加計線を国道に編入の陳情書（島根県浜田市市長岡本俊人）（第七八号）

国土総合開発法に基づく特定地域の指定に関する陳情書（山口県議会議長清水為吉外五名）（第八三三三号）

海岸法制定に関する陳情書外一件（富山県議会議長高原耕造外一名）（第八五号）

港湾費の増額に関する陳情書（新潟県議会議長兒玉龍太郎）（第一〇一號）

国土開発道路橋りょう、改修費全額国庫負担の陳情書（新潟県南蒲原郡町村議会議長黒川昌司）（第一一一号）

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

松江国際文化観光都市建設法案（山本利壽君外百七名提出、衆法第二号）

本利壽君外百七名提出、衆法第二号）

○内海委員代理 これより會議を開きます。

委員長不在のため、本日は私が委員長の職務を代行いたします。

昨二十九日付託になりました松江国際文化観光都市建設法案、山本利壽君外百七名提出、衆法第二号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者山本利壽君。

松江国際文化観光都市建設法案（目的）

第一條 この法律は、松江府が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同府を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄與することを目的とする。

（計画及び事業）

第二條 松江国際文化観光都市を建設する都市計画（以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。）は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第一條に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

松江国際文化観光都市を建設する事業（以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。）は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松江国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七條 松江国際文化観光都市建設計画及び松江国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の松江都市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、松江市の住民の投票に付するものとする。

○山本利通君 今回松江国際文化観光都市建設法案を提出いたしました、皆様方の御審議をいただきますにあたり、その提案理由について少しばかり説明させていただきますと存じます。

この松江を国際観光都市にしたいというのにはいろいろ理由がございますが、まず第一に、松江市及びその近郊数十マイルにわたって風光明媚であり、そして幽雅な自然の環境と人情こまやかな素朴な地方性とは、必ずや国際観光客に真の日本を見たという感じを興えるに違いないと考えることである。

第二番目には、出雲が天孫降臨以前から繁栄した日本文化発祥の地であり、また、素戔嗚尊や大國主命、事代主命その他多くの神々に関する神話

とか伝説のありますことでも御承知と存じますが、現に国宝に指定された貴重な文化財が五十余、重要美術品に指定されたものが十数点、史跡名勝天然記念物に指定されたものが八十箇所を有するのであります。

第三番目には、世界的文豪のラフカディオ・ハーンが住んだところでありまして、ここで日本人の妻をめぐり、その流麗な文章によつて松江一帯を世界に知らしめたことによつて、国際的に松江の名が知れ渡つております。私はアメリカに六年ばかりおりました

が、カリフォルニアの大学におりますころにも、中部におりますころにも、あるいはニューヨークの学校におりますころにも、至るところでラフカディオ・ハーンのことを聞かれたのであります。そしてどこでも松江という名前をよく知つておつて、その地方から私が出ておることに對しても非常な興味を覚えて、いろいろ質問を受けたことを記憶しておりますのでありますが、日本にやつて来ます国際観光客のたいの者がインテリ層の者であり、ヘルソンの遺跡を訪れたいと希望しておるものが非常に多いのでありますから、この点からいつても、松江はすでに観光都市としての素質を持つておるといふことが言えると思は存するのであります。

なお近代都市としての松江を見ますと、第一に交通は山陰本線の要衝に當つておりまして、松江から米子を経て伯備線をもつて岡山に連結されておる。さらに松江から木次、備後十日市を経て広島に接続されておる。ことに松江・広島間には急行バスも通つておるのであります。その他奥道湖の北を

走る一畑電鉄とか島根電鉄とか、あるいは松江、境、西郷をつなぐ隠岐汽船の便もありまして、山陰地方におきましては交通の一大要衝をなしておるのであります。さらに松江は島根県庁の所在地であつて、その他の官公庁多くを所有しております。なお島根大学がございまして、文理学部、教育学部、さらに近くは農学部を設置を見ようとしております。今回の挙を記念するた

めに、広く世界的に資金を求めてヘルソンの建設をも考えておるのであります。この点から松江は政治、教育の中心とも考えられます。

さらに、ただ景色がよいとか、史跡が多いとかいうことになしに、遠く松江市を圍繞しておりますところの産業状態を考えますに、広い出雲平野は豊富な農産物の産地でありまして、宍道湖という淡水湖を持つていて、いろいろ淡水魚を産し、さらに中海という鹹水湖を持つておりまして海の魚を多量にとり、日本海一帯からの海の産物を加えまして、豊富な水産物を持つておるのであります。さらに山岳部におきましては、日本の時計の産業に

おいて、あのせんまいをこしらへるに絶対必要だと言われるところのものがね、それから紡績は松江、今市、平田等に盛んなる工場を持つておるのであります。その他製鋼、製鉄の名をもつて知られております石炭業、木材、木炭等において非常なものを持つております。

なお第五番目に松江をぜひ国際観光都市にしたいと考へます理由は、全国的に見た日本の観光地の分布といたしましては京都であるとか、奈良であ

るとか、あるいは神戸というように観光地が表日本に集中せられておるのであります。このために外国からたくさんな人が来ましたが、神戸の港に船を入れて、その船で寝とまりをして畫の間だけ自動車でそれらの観光都市をまわつて来るのであります。日本に落ちる金が非常に少いのであります。裏日本においては一つの観光都市もない。ことに山陰道に古代文化を持つており、国際都市としての可能性を持つておるところの松江を観光都市にしていただくならば、外客は表日本からさらに裏日本へと伸びて、相当な金を落すということを私は考へるのであります。

この松江が一体どういう所に位しておるか申しますと、東の方には出雲富士の名がよく知られております。大山国立公園がございまして、そして西の方には、今回毎日新聞の百景の一つに選ばれました三瓶山があるものであります。この二つの名山の間に広がつておるのが出雲の国であります。出雲の東寄りには二つの海がありまして、一つは周囲十一里ばかりの淡水湖宍道湖であります。そしてその東に連なつておりますのが周囲十六里ばかりの中海であります。これは鹹水であります。この二つの海の間に約一里ありまして、大橋川をもつて連なつておるのであります。この大橋川の兩岸に繰広げられて発達したのが松江市であります。

松江市は、現在のところ人口約八万ばかりの小都市でありますけれども、慶長十六年に堀尾吉晴が築城いたしました。その後寛永十五年からは松平氏の居城となつて、十八万六千石の城下町として繁栄を続けて来たのであります。

す。この宍道湖と中海との北側に島根半島がございまして、島根半島の日本海に面する方面は断崖絶壁でありまして、まことに風光絶佳であります。遠く沖に隠岐島を認めることができず、天皇及び後鳥羽上皇の流されたもうたが、隠岐島は御承知のように、後醍醐

所として有名でありまして、景色から申しまして、千数百尺の断崖絶壁を持つあの国——あるいは白鳥は、観光客を引くに非常に適当な島であります。この島根半島は神話にも申しております。この島根半島は神話にも申しております。この島根半島は神話にも申しております。この島根半島は神話にも申しております。

の日本本土に引寄せたという伝説であります。しかし本土に引寄せた島が漂つて流れてはというので、東の一端をあの長さ五里、幅一里の夜見ヶ浜をもつて大山につなぎとめ、西の端を稻佐ノ浜によつて三瓶の山につなぎとめたといううろわしい伝説を持つておるのであります。さらにこの湖の南の方に連なつております山岳一帯は、古代の素戔嗚尊が八岐の大蛇を退治したという神話で名高い所でありまして、その

鏡川が流れ、テデルタをつくり、出雲の平原をつくり、その平原の中に大國主命をまつる大社町が發展しておるのであります。この松江市そのものをとつて見ましても、松平氏の居城である龜田山千鳥城は今もなお存置しておるのであります。そのうろわしい天主閣は三百三十九年の歴史を物語つております。日本の城郭がうろわしいといふことは、よく知られながらも、歴史にあり、あるいは火災にあひまして次第になくなつて行つたのであります。

れども、もう十指に足りない城郭のうちで、この山陰の一角に松江城は完全に残つておるのであります。この松江が非常にうるわしいという事は、ラファディオ・ハーンが松江の自然美と人情美とをたたえて、十六世紀の夢が住まつておる町だと申しました。この古い町は難災を免れて、今もそのままに保存せられておるのであります。さらにパリ大学の講師であり、世界文化研究家であるノシグ女史が来訪せられた位置にあり、ここにある一切が美しい風景をつくり上げています。宍道湖はスイスのニューシャテル湖をほうふつせしめると言い、松江は単に風光の美のみならず、日本文化の中心地の一つであるとなたえられました。さらに言論界の長老である伊藤正徳氏は、日本一と書いたら方々から苦情が来るかもしれないが、あえてそれらの苦情を正面から許せない絶賛を私は松江市郊外嵩山に感じたのであると申されておられます。そしてその松江市が臨んでおられます宍道湖には夢のように嶽ヶ島が浮んでおり、徳富蘇峰先生は、宍道湖はいかに女性的の湖である。平たい陸地と相接し、明媚の風光は真にわれをして愛着せしむる。この風景と松江の市街とはしつくり相調和して、一箇の文化郷を打出しておるといわれておられます。田山花菱先生は、宍道湖の眺めは日本でありとあらゆる湖水、琵琶湖、諏訪湖、猪苗代湖、そうした湖水の中で一番すぐれた線のやわらかさと空気の明るさを持つていと書いておられます。さらに佐々木信綱先生は、宍道湖の月のよさは洞庭湖の月にも、富士精進湖の月に比すとも決して劣らぬ美しさを持つていと述べておられます。この美しい湖一帯の景色が山陰の僻地にありますために、今日まであまり知られておらなかつたことをわれわれ残念に思つておられます。年々内外の観光客百万を迎えておつたことを御記憶願ひたいのであります。そして松江市内には茶室をもつて有名な菅田庵であるとか、桑山であるとか、あるいは平山家の菩提寺である月照寺、袖師ヶ浦、床几山公園、嵩山の眺望等、人々の近郊には無色透明で快い温泉として有名な玉造の温泉を持つておられます。昔玉造部の任んでおりました所で、その遺跡があり、青瑠璃の産地として海内随一であります。さらに加賀の藩戸として名勝天然記念物の指定を受けておられますが、これは海岸にありまして、高さ四十メートル、長さ二百メートルの大洞窟でありまして、日本海第一の奇勝といわれておるのであります。さらに一時間ばかり電車で参りました所に、先ほど申しました大黒様をまつる出雲大社がございます。神苑宏大にして雄壯な社殿は、本殿の高さが八丈余といわれ、日本最古の様式を飾つておられます。その他白砂青松の稻佐の浜あるいは歌舞伎の元祖といわれま

つておられます。その他白砂青松の稻佐の浜あるいは歌舞伎の元祖といわれま

つておられます。その他白砂青松の稻佐の浜あるいは歌舞伎の元祖といわれま

つておられます。その他白砂青松の稻佐の浜あるいは歌舞伎の元祖といわれま

つておられます。その他白砂青松の稻佐の浜あるいは歌舞伎の元祖といわれま

の法案が幸いにして通過いたしました後、この附則に対して二、三、提案者ではなしに法制局、都市局の方へお尋ねしておきたいと思ふのであります。

附則の三に、この法律は日本国憲法第九十五條の規定により松江市の住民の投票に付するものとするとの規定があり、たゞいま国会に提出されておられる補正予算の内容を見ますと、住民投票事務地方関係委託費として九百三十一万九千円が計上されてあるのではありませんか。これは特別都市建設法の実施されておられる京都、奈良、横浜、神戸、別府、熱海等が立てかえで支出しておられる分も含まれておられるのであります。これは法律上の負担であると規定せられておられます。これは地方自治法の第二百六十一條に規定があるわけであり、この第二百六十一條と附則の第三との関係を考へてみますと、第二百六十一條には、議長がこれを内閣に通知をしなければならぬというふうなことになるのであります。その議長の権限を案にするために、この第三の附則が出るということもなるかと思ふのであります。これはむしろ法制局としては単独法で出しておいた方が、法の性質としてはつきりするのではないかと、いわゆるこの九百三十一万九千円でもって全部住民投票の費用はまかない得ると考へておられるかどうか。この附則の第三との関係を法制局の方へ一応伺いたいのではありませんか。

○福原法制局参事 たいだいまの御質問にお答えいたします。御質問の要点があるいは二つにわかれるのではないかと考へるのであります。まず附則三項を入れたことについては、御質問の中にも、地方自治法の第二百六十一條の規定により議長に認定権がある点について、その認定を容易ならしめるといふ趣旨のお言葉があつたのであります。まさにその通りでございます。また、さきに広島あるいは長崎の特別都市法が制定された当時、当院におきまして多少問題があつたこととございまして、その点を明らかにするといふ趣旨でここに掲げたのでございます。

次に、質問の第二点と存じますが、このたびの補正予算の中に初めて計上されました、住民投票委託費という名目だと思ひますが、そこに入つております金額は、私の聞いた範囲では、従前に行われました住民投票の費用も計上したように考へておられます。それゆゑ、このたびのこの法案がもし通過いたしましたあかつきは、これに對して多少の追加予算が必要かと考へます。その金額は、大体従来の実績から考へまして、全国選挙管理委員会の事務局の計算では約二十万円程度だと思ひますが、これもまた全国選挙管理委員会事務局の管理いたします予算の中、ある程度の、何と申しましようか、流用のできる余地があるように聞いておりますので、この法律が幸いにして通過いたしますならば、その住民投票についての費用にただちに事欠くというふうな関係ではないように聞いております。

○村瀬委員 たいだいまのお答えの第一点であります。附則第三は、議長の認定を明らかにするために置くこと、これは法理上から考へてみましても、この法案中の各條文は、この法律が確定して初めて働らくものでありますから、この規定は、法理論から言ひますと、むしろ一つの法律案として別個に国会がきめるべきもののようにも考へられるのであります。その点に對する法制局としてのお考えを伺いたひと思ひます。

○福原法制局参事 御質問の要点はよくわかるのであります。この第三項は、実は従前の規定からいたしますならば、この法律ができません以前に、その法律のお立ちと申しますか、でき上りますまでの経過を書いておるのであります。法律の規範としての効力云々となりますと、疑問の余地が十分あるのではありませんか。しかしながらこの憲法第九十五條により住民投票によつて初めて成立いたします一の地方公共団体のみに適用される法律といひます。何分にも新憲法はかつて以来の新しい制度なのでございまして、そこに問題の余地をなくすといふところから、それ／＼の法律がそのような性質の法律であるといふことを、國家の最高機關であります国会において意思表示をするところにねらいを持つて、一の宣言的効果のみを目的とした條項といふ、こゝう考へて入れておるのであります。

○村瀬委員 もう一度お尋ねいたしますが、松江市の住民投票は、結局この附則第三の規定によつて行ふものであります。こゝういふふうにはつきり解釈をしてよろしいものでありますかどうか。

○福原法制局参事 三項の規定があることによつて初めて住民投票に付せられるという性質のものではなくて、万が一、三項がなかつたといひましたら、この法律が憲法九十五條の一の地方公共団体のみに適用される法律であるという性質には相違ないのであります。その点を特に明確に、國家の最高機關の意思として示すといふ宣言的の意味でございまして。

○村瀬委員 それではその次の問題であります。この補正予算に出ておられる九百三十一万九千円、松江市の分もすぐには支障を来さないといふこと、御答弁であつたようでありまして、地方自治体は、住民投票には相当多くの費用を使つておられるのであります。だしておきたいと思ふのであります。法律上の負担であるといふことをはつきりお認めになつておられるかどうか。つまり、この住民投票による費用は全部國が負担するものであるといふはつきりしたお考えであるかどうか。なおその実績等もあれば伺いたひと思ひます。

○福原法制局参事 實は直接の主務官庁でないといふ関係で、いつでも全國選挙管理委員会事務局との連絡によつて知り得ました知識でありますから、多少の誤謬があるといひましたら、その点は御容赦を願ひたいと思ひます。

この九百三十一万何がしの金額の中で、松江市がまかなえるかどうかという点は、むしろその九百三十一万何がしの金は従前の四つの市の住民投票費用のうちに開いておるのでございまして、それ／＼の法律案が通過いたしましたならば、それに付する住民投票の費用は、全國選挙管理委員会の別票の費用の中で流用につきましては、これに充てられる、こゝういふふうには考へておられます。

○村瀬委員 次に附則二の問題につきまして都市局長がお見えになつておられるのであります。都市計画は元來一定行為の禁止制限によるものと、實際の事業によるものとの二つに分けられますが、この附則の二によりますと、二現に執

行中の松江都市計画事業は、いというふうになつておりました、事業のみを松江国際文化観光都市建設事業とみなすということに一応なつておられるような條文になつておるのでありますが、決定したいわけの計画というものは、これを全部包含せしめることとお考えになるのであります。これは初めて出て来た文章ではないと思ひます。従来の今までの、特別都市建設法案に書かれておるものであります。都市場としておそれに対してどういふうなお考えを持つておられるか、承つておきたいと思ひます。

○八嶋説明員 この法律が施行される時に、現に執行中の松江都市計画事業は、この法律によつて松江国際文化観光都市建設事業とみなす、こういうことに書いてあるが、計画の問題はどうか、こういうお話だろと思ひます。計画の問題につきましては御承知の通り、従来ともやはり松江市の都市計画といふものがござります。ただおそれわれ／＼の考え方をいたしましたし、その計画の中で、特に松江国際文化観光都市計画としてふさわしいようなものが今後また考えられるだらうと思ひますが、その際におきましては、新たに松江国際文化観光都市計画といたしまして、都市計画の審議会に付することになるであらうといふぐあいに実は考へておられます。

○内海委員代理 それでは通告順によりまして、今村忠助君の発言を許します。  
○今村(忠)委員 きようは大蔵省関係の方は出ておられませんか。  
○内海委員代理 大蔵省から主計局長の出席を求めましたが、ただいま予

算会議の方に出ておられるのでちよつと手放しかねるという回答を得ておりますので、御了承願ひます。  
○今村(忠)委員 それでは建設省から先にお尋ねいたしますが、この他の都市の場合もほとんど内容は同じだと心得ますので、お尋ねするのであります。順次各地にかような御計画が出て来る、こう考えますから特別にお尋ねしておきたいのです。

第一は「普通財産を譲與することができる」という第五條の末項の点であります。今までわれ／＼建設委員会では、この普通財産を譲與することのできた実例はほとんどないとなつておるか。これを建設省の方でつまり第六條の(六)箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならぬ」という中でわかるのじやないかと思ひます。われ／＼がこの問題を決定するまでに、各地の普通財産を譲與したその面積あるいは金額並びにそれをどういふふうにご利用したか、つまりいかなる目的にこれを利用したか、こういう点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。それは松江自体には直接関係はありませんが、各地にどういふ状況においてこの国際文化観光都市といふものが進展しておるかを知りたいのです。それを参考にしてこの問題の結論を出して参りたいと思ひます。六箇月ごとに建設大臣に進行状況を報告されておると思ひますから、それによつて今までの経過をひとつ一覽表を提出していただきたい、こう思ふのです。

もう一つは第六條の二にありますが「内閣総理大臣は、毎年一回国会に對

し、云々とありますが、この條項も各文化都市の場合にもあつたかと思ひますが、はたして今までにそれに該当して報告して来たものがあるものでありましようか。それをお聞きしたいのです。

○八嶋説明員 普通財産を具体的に譲與したというものは現在のところまだないようには伺つております。それから第六條の毎年一回国会に出すという問題は、実は広島、長崎がござります。今度の通常国会に報告をしていただくことになつております。

○今村(忠)委員 これは委員長にお願ひしておくのであります。この決案をきよめた場合に決定するということのないように、決定する前に一度委員だけで懇談したいと思つております。それはどういふことかといふと、今後まだ相当各地で計画もあるように聞いておりますし、おそれ／＼出て来るものと思ふのです。それ／＼やはり地方によつて理由もあり、また強弱懸望するところでもあらうと思ひます。われ／＼委員としては一体これを無制限に出て来れば何でも法律にしてしまふのかどうかというその態度をきめておきたいと思ふ。きようでもよろしゅうござりますが、落んだあとで委員だけ残つて一度懇談会を開くようにしてもらいたい、こう思ふのです。

○池田(忠)委員 提案者に質問したいと思ふのですが、先ほど提案理由の御説明の中で、松江市がいろいろな條件でたいへん恵まれた都市であるという印象を受けたのであります。すなわち風光は明媚であり、歴史的にも文化財が豊富であり、交通が発達しておる。そういう松江市でござりますならば、何も國の保護を受けなくても、りつぱに松江市が発展しなければならぬはずであるという印象を私は深く受けたのであります。なおそれだけの好條件に恵まれた都市が一体どこにあるだらう。私も提案者の御説明を聞いてまことにうらやましく感じました。そういう松江市がなぜ発展しないのか。観光施設が乏しいといふ場合があります。需要があります場合には、その観光施設というものは必ずそれに比例して出て来るものであります。それは日光に行きましても、どこに行きましても、そこに人が集まります場合には、かような観光施設がそれに正比例して出て来るのであります。それほど風光明媚な松江市であるならば、観光施設にしても当然十分にできて来るはずである。これは民間資金をもつて当然生れて来るはずである、それだけ條件に恵まれておるにもかかわらず、なぜ観光施設ができないかというのは、実は松江市だけの特殊な條件で松江市が発展しないのではなくて、日本の都市の一般的

な原因として見るべきではなからうか、こういうふうな考へるのであります。この点に関する提案者の御説明を承りたい。

○山本利壽君 お答えいたします。先ほど松江市がいかにか觀光都市として優秀な所であるかということをお尋ね申しましたが、それはそういう素質を持つておるといふことであります。今日までになぜ松江市がそのように知られなかつたかというに、日本の政治がほとんど表日本に集中せられておつた。交通にいたしまして、あの地方としては先ほど申したような状況でありますけれども、山陰線と東海道線、あるいは山陽線と比較いたしましたとき、非常に差異を持つておるのであります。山陰におきましては多数のトンネルを持つておるし、それにまわされておりますところの汽車も粗末なものであります。これを國家の力によつて改善していただきまして、この運動もわれ／＼は常に念願しておるのでありますけれども、山陰線といふものが電化されました場合には、もつと多数の人々をあの地方に誘致することができるとも考へるのであります。観光の非常な素質を持つておるといふことに対して、國家が先ほど御依頼いたしましたような力を今後加えていただきましますならば、それがほんとうのながきのかかつた玉となつて、その地方のためにも、國家のためにもお役に立ち得る、かような意味でござります。

○池田(忠)委員 先ほど私は日本全國一般的特徴と申しましたが、御説明によりましてこれは裏日本の一つの特質といふふうな言ひをきかざらうと思



案にはその規定がないのであります。その点が先ほど古い伝説から説き起されたこの法案を出された理由と、私の考え方から申しますれば願望いたしてあるように思いますが、さような規定を特に削除されたとは言えないのかもしれません。前に特別にさういう規定を挿入して、その都市の特色を生かした法律が二つ出ております。ほとんどそれと軌を一にする松江市の法案においてそれを除かれた理由について一応御説明を伺っておきます。

○山本利壽君 お答えいたします。今までに出ております法律の第三條を加えなかつた理由といたしましては、その文化財の保護ということが、建築基準法であるとか、あるいは普通の都市計画法、あるいは県とか市の一般條例によつてこれがなされることとありまして、法律の條文としてわざ／＼挿入しなくとも、その効果はあげ得るといふ観点から入れなかつたわけであります。

○瀬戸山委員 なるほどこの法律に規定のない部分は、都市計画法によつてやるということになつております。都市計画法の十條には、「都市計画区域内ニ於テハ市街地建築物法ニ依ル地域及地区ノ外土地ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又風紀ノ維持ノ為特ニ地区ヲ指定スルコトヲ得」と相なつております。この規定では間に合はないということ、特に先ほど申し上げましたような規定を挿入したと思ひますが、ここに資料として出されております、公園、景勝地、史蹟、天然記念物等には相当の処置をして保存をして、この法律の目的を達成すべき実質が備わつておりますので、ただいま御説明

のようなことではその目的を達成することはできないのではないかと考えます。単に区域々々の維持というのではなしに、今日まで残された松江市の日本の古い歴史的な香りが保護される必要があるというのが先ほど申し上げましたところの趣旨であります。それでよいとお考えになりました理由は、ただいまのような御趣旨であるとはちよつと了解に苦しむのであります。もう少しつづ込んで御説明願ひたいと思ひます。

○山本利壽君 他の法案の第三條を入れたなかつたのは、先ほど申し上げたようなことでその効果をあげ得ると考えなからであります。さらに聞くところによりまして、あまいうふうな文化財保護地区を設けるという條文をほさみますと、その條文をたてにして非常な逆宣傳であるとか、妨害的なことが起つて、この法案の真意を生かすのに非常に困難な面もあると聞きましたので、先ほど申し上げましたような建築基準法とか、普通の都市計画法とか一般條例によつてその実をあげ得るならばさしつかえあるまいと、かように考へた次第であります。

○瀬戸山委員 この法律の根本の精神を生かすための規則をつくると、この法律の目的を達することができないといわれるのはちよつと了解に苦しむのであります。どういふことであるかというのを説明願ひたいのであります。○山本利壽君 これは一つ／＼例をあげて実証するわけに行かないのであります。個人所有物であるとか、その他特殊なもの移動を、実際においては移動しないのであるけれども、法をもつてこの文化財は移動することは

できないとか、あれこれせられる場合に、その所有者に對して精神的に非常な束縛を與える、そこをねらつて逆宣傳が行われるようなことがあります場合に、非常な困難を感じるのではありませんか。あまりい／＼しく、初めから條文の中に掲げることによつて、かえつてさういふことも起り得るのではないかと、さういふことを聞きましたものですから、省いたまでのごとであります。

○瀬戸山委員 この法律が結論的にどうなるかというところはこの委員会の審議の経過によつてきまるのであります。が、法律をつくる以上は単に松江市の希望だけを見れば、従つてせつ／＼法律をつくり出すならば、その法律の内容を整備して効果あらしめるというところが当委員会といたしまして、また国会の立場から申しても当然であります。その、さういふ法律の精神を生かすための特殊規定があると非常にぐあいが悪いというようなことでは相ならぬいのではないかと思ひます。しかしそのことについては後の審議に譲りまして、これ以上はお尋ねをいたさないつもりです。こまかくなりませんがこの種法案はたび／＼出されておりますので、ほかのことは申し上げませぬ。

第五條に国有財産法第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体、いわゆる松江市に對し、普通財産を譲與することができるとあります。これはすべてこの種法案に盛り込まれている規定であります。松江市にはこれに該当する財産にはどういふものがどのくらいあつて、しかもさういふものを譲

與することができるかどうかといふことについて大蔵省と話をされたことがあるか。かりに譲與を希望されておいたしすれば、それをどういふものに使われる計画を持つておられるかお尋ねいたします。

○山本利壽君 ただいまの御質問のことにつきましては、ちよつと地元から松江市長がお見えになつておりますから、かわつてその点御説明いたします。

○内海委員代理 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○内海委員長 速記を始めてください。

○瀬戸山委員 第五條に關係いたします普通国有財産といたして、旧練兵場、旧射撃場など三万坪は間違ひじやないかと思ひます。まあ三万坪としなして、さういふものは私の考えでは現在特殊の事情がなければ農耕地に使用されているのではないかと思ひます。それを國との話し合いができたならば譲與を受けて、それにハーン記念会館を建てたいというお話であります。これはこの法律の目的に適合するかどうか、もしも消防署をつくりたいといふようなお話もあるものであります。が、全般的に申し上げる、なるほどこの法律の目的にかなうかもしれませんが、旧練兵場は、現在農耕地に開拓されているのではないかと思ひます。その点はどういふうまいになつておられますか。

○山本利壽君 お答えいたします。その一部は開拓されているさうであります。従つてその譲與を受けます場合には、それとの關係も処理して行かなければならないと思ひます。

○瀬戸山委員 もう一点であります。が、いつも問題になることであります。が、法案の審議の経過といたしてお尋ねをしておきます。

第二條に、都市計画法第一條に定める都市計画のほかに、いわゆる國際文化觀光都市としてふさわしい計画をこれに附加するといふのがこの法律の目的であります。そこでこれら法律ができてからもちろんその計画を立て、事業を執行するといふことになるのであります。が、先ほど提案理由の際にいろいろ御説明になりました自然條件のほかに、各種の計画が一応予定されておられますが、ここにいたしておられるのであります。資料によりますと、これだけできたならば、諸外国からのお客様を確かに誘致することができると思ひます。先ほど共産党の池田君から各種の皮肉を申し上げたい気持ちを相ますお尋ねしてから申し上げたいのであります。この計画の内容をお尋ねしておきます。この計画によりまして、國際文化施設以下六項目にわたつて、きわめて世界的な國際都市ができるという計画が成り立つておられる。その經費は總額百十三億あり、少いといふことで心配いたしておる。日本全國荒されておるのであります。もちろん計画は立てて、それについて着々實行をいたして行かなければこの法律の眞価は發揮できないのであります。單に國會は空文をつくらせて喜んでおられる実情が今日のありさまであります。先ほどお話になりました建設大臣

七

に対する六箇月ごとの報告ですから、今日ほとんど参つておられない。六箇月ごとにかような計画が着々と進捗して行くような日本の経済財政の状態ではございませぬ。そして今日までつくりましたこの種法案に対して、現在二十六年度の予算がまず一銭もつかないという実情であります。それに百十三億幾らの計画が一応予定されておりますが、これは松江市長がこの事業を執行することに相なつておりますので、いかなる考へでかような計画を執行して、大体何年くらいしたならば、これに予定されておりますように外客誘致をして、日本の経済に寄與する見通しがあるかどうかということをお尋ねしておきます。

○山本利壽君 ここに掲げておりますのは理想案でありまして、でき得ればこれだけのことを行いたしたいという目安を立てたのであります。しかもこの多くの事柄を一気にすることはできませんので、大体十箇年ぐらゐの計画に考へておるのであります。そのとき、このときによります経費の都合がございませぬから、一応これを理想案として、でき得る程度において進んで行きたいと考へておられます。

○瀬戸山委員 十年計画といわれましても、百十三億を十分の一にしても十億であります。一箇年で少くとも十億の経費を投じて、この十分の一の施設ができるということに相なるのであります。先ほど申しましたように、今日までせつかく国会をつくりました法律に対して、理想はよろしいのでありますけれども、これに対して国家の予算は一厘一毛も出さないと、少突情であります。松江市において、少

くとも十分の一の一億一千万円、この十分の一の一千百万円でも、この法律の効果をあげるためにそれだけの努力をされるほどの見通しと御覚悟があるのかどうか、地元の方でありますのでおわかりでありましたら御説明願ひたいと思ひます。

○山本利壽君 先ほど申しましたように、この数字は理想案でありまして、国家財政の都合もありませんから、その金額を次々に出していただけたら、この不可能な場合もあると考へます。最初に提案理由の説明をいたしたときに申しましたように、これらの事業はぜひなし遂げるべきであるという意味で、内外人相当の方からいろいろな協力を得ておりました。今回この法律案が通過いたしましたならば、この点についてアメリカその他の国にも呼びかけまして、できるだけの募金をいたしたいと考へておられます。はたしてそれがどの程度集まる予定だというふうなことは、ただいま申し上げる段階に達してないのであります。

○瀬戸山委員 終ります。

○内海委員代理 西村委員。○西村(美)委員 簡単に二、三お尋ねしておきます。まず第一に都市局長にお尋ねいたしますが、この種法案が大分次々とするのみで、みなはなはだ危惧の念を持つて、何だか一般法でもつくつて、立法上うまい方法をとりたいというふうな考へを持つておるのであります。しかし目的とするところは、いづれも非常にけつこうな法律であります。たゞ今までも質問がなされたように、その重点は事業の援助がはたしてできるかどうかということにあると思ひるのであ

ります。それで第一番に聞きたいことは、この種の特別法の先駆をなしました広島、長崎の事業に対して、今年度は二億七千万円の援助と申しますか、事業の助成をいたしておるのであります。これがまた聞くところによりますと、来年も二億七千万円という援助を広島、長崎に対してやるということでありまして、この計画はいつごろまでに終るのか、ずつとはしては全く続かないのかどうかというところが第一点。それから第二点は、その他の法案――その他の法案と申しますけれども、首都法案と旧軍港の転換法と、これは目的が多少違ひます。他の法案はいづれも観光を主体にした法案であります。観光を目的として他の都市に對してやる事業の援助は将来どういふふうに行つて行かれるか、またその都市の希望に應じられる程度をどういふふうにお考へになつておるかということをお尋ねしたい。

○八嶋説明員 広島、長崎の問題につきましてはまずお答へ申し上げたいと思ひます。今年度の予算は、今お話のありましたように二億七千万円という数字が出ておるのであります。この中には御承知の通りに戦災復興の方の費用も実は多量に含まれておるのでございませぬ。来年度の予算につきましては、目下政府部内におきましていろいろ審議をいたしておりますので、どの程度に決定をいたしますか、今のところまだはつきりした数字を申し上げることは私の立場としてはできないのであります。何年計画でこれが終るかというお話でございませぬが、実は戦災復興につきましては昨年再検討いたしました、これを五箇年間に對して何とか解

決をつけたいという覚悟を実は持つておるのであります。ぜひとも私どももいたしましては、戦災復興は広島、長崎におきましては五箇年の間には何とか解決をつけて行きたいという気持を持つておるのでございませぬ。その他いろいろ国際文化都市であるとか、平和記念都市であるとかいうようなこと、この点につきましては、これは国の財政並びに地方の財政と相談しなければならぬことになつておりますので、私どもとしてはいろいろ大きな計画を持たれることはけつこうとは思ひけれども、しかし必要なものから着手を付けて行くことが必要ではなからうかというところで、とりあえず五箇年計画ぐらゐのところではしつかりしたものをつくらうかというふうな考へを、またその突は後進したしておるような次第であります。しかし五箇年間ですべてのものが完成するのではございませぬ。まだまだ将来に残して行かなければならぬ問題は相当にございませぬ。少くも五箇年間に對して、大体地方の財政を中心にお考へて、どの程度のものができるかという案を出していただきたいというところで、作成方を命じておるのでございませぬ。両都市におきましてもそれぞれ専門家の知識を借りられて、目下その研究調査を進めつつあるような次第でございませぬ。

その他の都市の問題につきましてはどうかというお話でございませぬが、実は来年度予算もまだまきまりませぬので、この機会において私から幾ら出ることかというのを申し上げることはできないのでございませぬ。ただほかの都市におきましては、目下の折衝の状況に

とができないような情勢に相なつておるのでございませぬ。従ひましてただその都市の中で、幹線道路を整備するとか、あるいは水路事業といったようなものがございませぬ。今度きめられまする予算の範囲内におきまして、その重要性を考へて、できるものはいたして行きたいと考へておる次第であります。

○西村(美)委員 長崎、広島の方は五箇年計画でやるということはおわかりました。その他の都市の場合につきましては、もちろんこの法案がなくとも、都市計画に基いて若干の金が、あるいは事業の援助があるわけでありませぬが、この法案をやるために特別に考慮ができるかどうか、また来年度の予算がきまらぬと申しますけれども、この法案が出て、この法案を尊重してやれば、当然特別な援助をしなればならぬ。それはあつて限りということでありませぬけれども、その点について正直なところ、都市局長ははたしてどの辺までこの法律のあることを意識づけることができるかお伺ひしたい。

○八嶋説明員 私どもの気持をいたしましては、こうして国会が通ります場合にはおきましては、法律のもとにありませぬ行政官としてはできるだけの援助はして行かなければならぬということ、そこには書いてあります。通りにできるだけの努力はいたしますけれども、しかし何としても今日においては国家財政をそぐ多く要求することはできません。私の方の予算としても是非に償ふでございませぬ。いつも国会において議論される問題であります。都市局長といたしましては、あくま

とができないような情勢に相なつておるのでございませぬ。従ひましてただその都市の中で、幹線道路を整備するとか、あるいは水路事業といったようなものがございませぬ。今度きめられまする予算の範囲内におきまして、その重要性を考へて、できるものはいたして行きたいと考へておる次第であります。

とができないような情勢に相なつておるのでございませぬ。従ひましてただその都市の中で、幹線道路を整備するとか、あるいは水路事業といったようなものがございませぬ。今度きめられまする予算の範囲内におきまして、その重要性を考へて、できるものはいたして行きたいと考へておる次第であります。



でも戦災復興については重点を置いて行きたい、これは何と申し上げても動かすべからざる信念として私は考えております。従つて戦災復興以外の費用としてどの程度認めていたか、そのことによつて考えて行かなければならぬと思ひます。その意味においては努力は拂つておりますけれども、国家財政多端の折でございますので、そう十分の金がすぐつくというふうには、今のところ見通しはできなからうと考えております。

○西村(美)議員 もう一点お伺いいたします。この種の法案が続々と出て来ました場合に、行政上あなたの方で困りになるようなことはございませぬか。

○八嶋説明員 私どもはこの法律はただ単に、国の援助を求めるといふだけの問題を中心にして取上げておられる問題ではなからうと思ひのであります。先ほど松江国際文化観光都市の問題について提案者から御説明がありましたことと、広く松江を国際文化観光都市として世界に宣伝したいというので、いわゆるこの都市の性格を世界に明らかにすることが非常に大きなねらいになるのではなからうか、それによつて観光客を誘致して行きたいということが根本的なねらいではなからうか。さらにこうした一つの性格のもとに、市民が全部協力して行くという精神的な気持、盛り上げる気持をこの法律の中から読みとらなければならぬじやないかと私もは考えておりますので、単に国庫補助の問題としては考えていないのでございます。国庫補助の問題につきましても、先ほど申しましたように、国家財政の許す限りにおいて、

て、しかも私どもにも與えられた予算の範囲内においては、緩急の順序はあくまでも戦災復興を中心として考えて行く、余裕がある場合においては、この法律の精神をできるだけ尊重して行きたいという程度に考えておるのでございます。予算がないものは出せとおつしやつてもこれは出し得ないというのが現状でございます。

○西村(美)議員 提案者にお尋ねしますが、この松江市の法案で私が特に感じますことは、さつき提案者がおられる松江市の非常に風光明媚なところを御説明になりましたが、松江は松江のみでなしに、その背後をもつて有名であろうと思ひます。従つてこの法案は、松江市の観光都市ということになり、松江地区の観光都市ということに改める御意思はありますか。法案と實際とはなはだ違つておる。松江市のみをいかにつつつてみてもしようがないと私は考えます。

○山本利壽君 御説ごもつともございまして、松江市を中心とみて出雲各地全部がこの観光地であります。外国の例においても御存じであります。日本ではとかく公園とかいろいろ申ししても規模が小さい。だん／＼交通機関の発達につれて、昔は徒歩でやり、あるいはかご、馬でやつたのを、現在では自動車、汽車の時代になりましたから相当広い範囲にわたつて考えなければならぬことでありまして、れども、今回提案いたしました法案は、松江を中心として重点に置いていた、さらにその周囲の点におきましては、地方自治団体その他において、十分松江にマッチするよう努力して行きたいと思ひます。この点は全部

を含めると、さらにその費用が非常に増額いたしますから、この法案としては松江として出したわけでありませぬ。

○西村(美)議員 私の考えでは、国土総合開発の計画にも取上げられて、それで一地区ではなしに、やはり総合的にすべての地区を考へて観光というものが成立つ以上は、松江はことにその範囲を広くしたことによつて観光地区としての値打があるのだから、国土総合開発の点から見ても、松江地区としての観光都市として考へることが適當であろう、こう考へるのであります。あえて御答弁はいたしません。

○内海委員代理 本案に關しましては本日の質疑はこの程度にいたしまして、さらに散會後懇談会で今後の運営について御相談申し上げたいと思ひます。なおこの部屋は午後一時から法務委員会を使うことになつておりますから、本日はこの程度といたし、次会の日程は公報をもつてお知らせいたします。それでは本日はこれにて散會いたします。

午後零時四十一分散會

昭和二十五年十二月十一日印刷

昭和二十五年十二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所